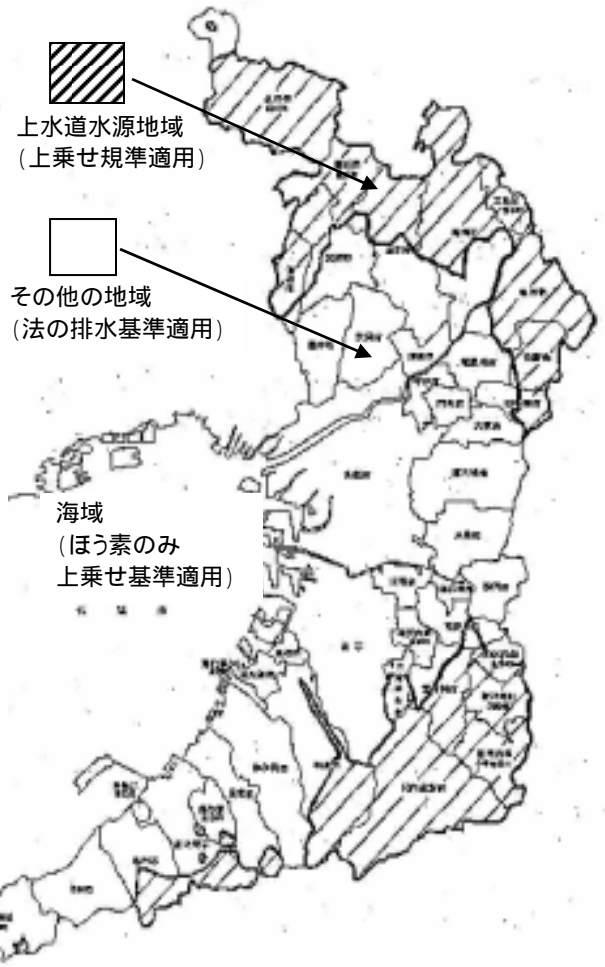


ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて(概要)

1 ほう素等有害物質の規制

水質汚濁防止法(以下「法」という。)の改正により、ほう素等3物質(ほう素、ふっ素、アンモニア等)が有害物質に追加されたことに伴い、平成14年3月に上乗せ条例及び生活環境保全条例の改正を行い、ほう素等3物質の有害物質への追加及び上乗せ基準等を設定した。



ほう素等3物質の上乗せ基準 単位 mg/L

	項目	上乗せ基準	法の排水基準
源上 地水 道水	ほう素	1	10
	ふっ素	0.8	8
	アンモニア等	10	100
海域	ほう素	10	230

3 府内河川水質の現状

ほう素等3物質について、平成12年度から15年度の河川水質測定結果(138~144地点)を見ると、事業所排水の影響により環境基準を超過したものが、ふっ素について平成14年度2地点、平成15年度1地点あり、この内平成14年度の1地点が上水道水源地域にある。

当該事業場の排水実態を把握し、処理施設を改善

4 見直しの考え方及び見直しの検討結果

上水道水源地域

基本的な考え方

新設事業場

3年間の経過措置を講じたことを踏まえて暫定排水基準を廃止し、上乗せ基準を適用

見直し結果

対象となる58業種全てに上乗せ基準を適用

既設事業場

法の暫定排水基準が廃止された業種については、暫定排水基準を廃止して上乗せ基準を適用

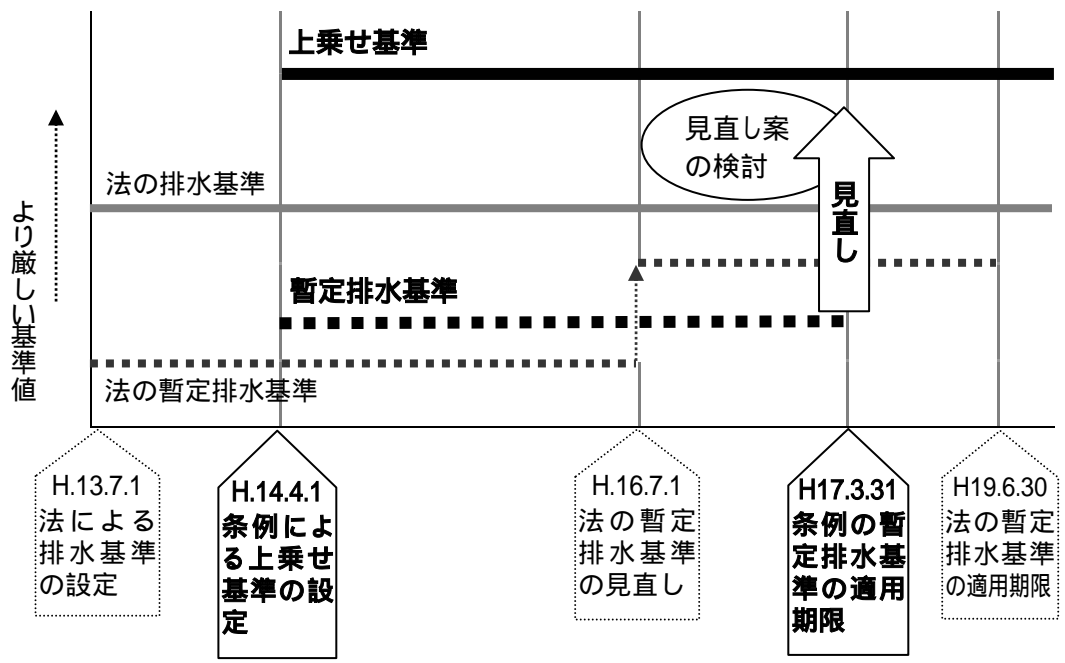
アンモニア等に係る府独自の暫定排水基準を適用している業種については、暫定排水基準を廃止して、上乗せ基準を適用

法の暫定排水基準が、見直し後も引き続き適用された業種については、暫定排水基準を法の排水基準まで強化して適用

対象となる27業種の内、
上乗せ基準を適用 17業種
暫定排水基準を強化して適用 6業種
現行の暫定排水基準を引き続き適用 4業種
概ね3年を目処に適用期間を設ける

2 ほう素等3物質の排水基準に係る経過措置

国において、法の一律基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種(40業種)の事業場に対し暫定排水基準を適用する経過措置が設けられたため、府では当該事業場等に対し、上乗せ条例及び生活環境保全条例において暫定排水基準を設定した。この適用期限が平成17年3月31日に到来するため、経過措置を見直す。



単位: mg/L

項目	業種(既設)	事業場数	暫定排水基準			上乗せ基準	法の排水基準
			H16.6.30まで	H17.3.31まで	改正案		
ほう素	電気めっき業	1	70	50	10	1	10
	ほう酸製造業	1	160	100	10		
ふっ素	電気めっき業	1	70	50	8	0.8	8
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く)	4	200	100	30		
アンモニア等	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く)	1	200	100	100	10	100
	電気めっき業	1	800	500	100		
	畜産業 *	25	1500	900	900		
	食料品製造業 *	19		100	100		
	金属製品製造業 *	14		100	100		
	下水道業(下水道終末処理施設)	5		100	25		

暫定排水基準を適用する既設事業場(10業種)の暫定排水基準改正案

注) *印が、現行の暫定排水基準を引き続き適用する4業種。

海域

新設・既設事業場

「陸水域と同じ基準を適用することが妥当である」とした大阪府環境審議会答申(平成13年12月)の考え方を踏まえて、法の陸水域に適用する暫定排水基準と同様の基準を適用

対象となる11業種(既設は5事業場)の内、
上乗せ基準等を適用 1業種
暫定排水基準を強化して適用 4業種
現行の暫定排水基準を引き続き適用 6業種